

安房郡市広域市町村圏事務組合の概要

令和8年度版

安房郡市広域市町村圏事務組合

構成市町の位置と規模



構成市町名	面積(km ²)	常住人口(人)	世帯数
館山市	110.05	41,795	20,231
鴨川市	191.14	29,267	14,445
南房総市	229.55	31,785	14,317
鋸南町	45.17	6,007	2,865
合計	575.91	108,854	51,858

面積: 令和8年1月1日現在
国土地理院 全国都道府県市区町村別面積調

人口・世帯数: 令和8年4月1日現在
千葉県毎月常住人口調査

目次

1.圏域の概要	- 1 -
2.構成市町の概要	- 3 -
3.組合のあゆみ	- 5 -
4.組合の機構	- 9 -
(1)組合の機構図	- 9 -
(2)議会	- 11 -
(3)理事会	- 11 -
(4)会計管理者	- 11 -
(5)監査委員	- 11 -
5.共同処理事務	- 12 -
(1)粗大ごみ処理施設	- 12 -
(2)火葬場	- 12 -
(3)消防	- 15 -
(4)市町等職員共同研修	- 18 -
(5)市町等職員採用試験	- 19 -
(6)地域救急医療対策	- 20 -
(7)水道	- 23 -
6.財政	- 27 -
(1)一般会計	- 27 -
(2)水道事業会計	- 27 -
7.安房郡市広域市町村圏事務組合同規約	- 29 -
8.構成団体及び組合施設等一覧	- 33 -
(1)構成団体	- 33 -
(2)安房郡市広域市町村圏事務組合 施設等	- 33 -

1.圏域の概要

○広域行政機構の名称

安房郡市広域市町村圏事務組合

○広域行政機構の種類

一部事務組合

○構成団体

館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町

○立地条件

本圏域は房総半島の最南端に位置し、平久里川・加茂川の流域に発達した安房平野・長狭平野と嶺岡・清澄山系に属する丘陵地帯に大別され、面積は 575.91km²である。

また、三方を海で囲まれ、気候が温暖であることから、沿岸・浅海漁業及び洋菜・花卉・酪農を中心とした農業が盛んである。

更に、緑豊かな丘陵と自然の景観に富んだ海岸線や歴史的な社寺等、観光資源に恵まれていることから南房総国定公園に指定されており、首都圏民のレクリエーションの場として一層の飛躍が期待されている。

○人口及び世帯数の推移

人口の動きを国勢調査の結果で見ると、令和 2 年は 120,093 人で平成 27 年の 128,451 人と比較して 8,358 人(6.5%)の減、平成 22 年の 136,110 人と比較して 16,017 人(11.8%)の減となっており、減少傾向が依然として続いている。

世帯についても、平成 22 年をピークに減少に転じている。

○構成市町別人口及び世帯数

(各年 10 月 1 日 国勢調査より)

市町村名	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年度		令和7年度	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
館山市	52,880	18,698	51,412	19,218	50,527	19,865	49,290	20,232	47,464	20,146	45,153	20,272	41,127	19,413
鴨川市	31,111	10,745	29,981	10,819	36,475	13,815	35,766	14,361	33,932	14,453	32,116	14,578	29,008	13,904
(天津小湊町)	8,172	2,772	7,672	2,744	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
南房総市	—	—	—	—	—	—	42,104	15,575	39,033	15,061	35,831	14,720	31,895	13,940
(富浦町)	5,886	1,789	5,689	1,821	5,451	1,841	—	—	—	—	—	—	—	—
(富山町)	6,477	2,018	6,070	1,938	5,751	2,024	—	—	—	—	—	—	—	—
(三芳村)	4,752	1,252	4,744	1,322	4,656	1,383	—	—	—	—	—	—	—	—
(白浜町)	6,296	2,271	6,029	2,226	5,589	2,145	—	—	—	—	—	—	—	—
(千倉町)	13,676	4,314	13,161	4,441	12,381	4,488	—	—	—	—	—	—	—	—
(丸山町)	5,865	1,694	5,777	1,730	5,440	1,792	—	—	—	—	—	—	—	—
(和田町)	5,993	1,855	5,684	1,839	5,495	1,860	—	—	—	—	—	—	—	—
鋸南町	11,071	3,494	10,521	3,559	9,778	3,516	8,950	3,480	8,022	3,325	6,993	3,034	6,204	2,911
合 計	152,179	50,902	146,740	51,657	141,543	52,729	136,110	53,648	128,451	52,985	120,093	52,604	108,234	50,168

※令和 7 年度数値は速報値

○産業別就業者構成比(圏域)

(各年 10 月 1 日 国勢調査より)

産業分類	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
第一次産業	21.8	19.3	23.0	16.8	13.4	13.1	11.2	
第二次産業	20.2	19.7	18.9	17.2	16.0	14.2	13.8	
第三次産業	58.0	61.0	58.1	66.0	70.6	72.7	75.0	

○労働力状態(圏域)

(各年 10 月 1 日 国勢調査より)

年 次	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
総人口	157,365	152,179	146,740	141,543	136,110	128,451	120,093	
15歳以上人口	131,102	130,255	128,109	125,101	121,299	115,189	106,617	
就業者	81,079	80,482	75,690	71,410	65,153	61,755	56,086	
完全失業者	1,928	2,690	2,890	3,288	3,957	2,260	1,884	
非労働力人口	48,011	46,945	49,252	49,494	51,261	49,654	45,245	

2.構成市町の概要

構成市町は、長期的展望のもとに、その地域的特性に応じそれぞれの行政・経済・文化等の機能を分担し、相互利用を図り密接な連携を保ちながら総合的・一体的な発展を図るものとする。

<館山市>

豊かな自然と温暖な気候に恵まれた館山市は、安房地域の政治・経済・文化の中心都市としての役割を担うとともに、房州鮎に代表される新鮮な海産物や豊かな大地に育まれた多彩な農産物、加えて、戦国大名里見氏ゆかりの史跡や神社仏閣、首都東京防衛の歴史を物語る戦争遺跡、さらには、波静かな「鏡ヶ浦」に代表される魅力ある海など、多種多様な観光資源を有し、首都圏における観光リゾート都市としての歩みを続けてきた。

また、東京湾アクアラインと東関東自動車道館山線の全線開通により、東京都心から約1時間半と、アクセス性が飛躍的に向上するとともに、館山夕日栈橋(館山港多目的観光栈橋)や交流拠点「“渚の駅”たてやま」(国土交通省認定みなとオアシス)の完成によって海の玄関口としての整備も進んでおり、「館山独自の魅力」を活かした陸路・海路の交流拠点としての発展が期待されている。

近年は、各種マリンスポーツの適地として、館山の“海”に対する人気の高まりや東京都心からのアクセスの良さから、移住者や二地域居住者も増加しているほか、トライアスロンやオープンウォータースイミングの大会会場として、スポーツ環境の観点からも注目されている。

今後も、これらの地域資源に磨きをかけ、本市に関わる“みんな”が幸せを感じ、楽しむことができるまちとなるよう、まちの将来像「みんなが主役 住んで楽しい 来て楽しい まち・館山」の実現を目指す。

<鴨川市>

鴨川市は、房総半島の南東部に位置し、夏涼冬暖な気候と美しく変化に富んだ海岸線、清澄山系や嶺岡山系の豊かな緑、大山千枚田に象徴される中山間地の原風景、国の特別天然記念物に指定される鯛の浦タイ生息地や、天然記念物の指定を受ける清澄の大杉に代表される素晴らしい自然環境と景観に恵まれている。

また、市内には、日蓮聖人ゆかりの誕生寺や清澄寺などの名刹、頼朝伝説の仁右衛門島、江戸幕府直轄牧の遺構や波の伊八の彫刻、海のテーマパークである鴨川シーワールド、プロ野球選手をはじめとした数多くの合宿や各種の大会等が行われる充実したスポーツ施設、鴨川・小湊温泉郷を形成する数多くの宿泊施設、最先端の医療施設を核とする充実した保健・福祉施設が立地するなど、多彩で魅力ある資源は多岐に及び、際立った地域特性を有している。

さらには、市域の中央部には、皇室献上米として名高い長狭米の産地である長狭平野が広がり、酪農や園芸作物の生産が盛んに行われる一方で、黒潮の恵みを受ける海岸部では県下有数の漁獲高を誇る漁業が営まれており、観光業と農水産業のまちとして発展してきた。

このような中、鴨川市では、令和8年度を初年度とする第3次総合計画において、市の将来都市像を「健康と観光の融合都市」と掲げ、多様な分野において心身の健康増進につながる観光資源が集積している地域特性を有機的に活かし、「健康」と「観光」を融合させたまちづくりを進めることで、市民が健やかに暮らし、訪れる人々が癒しと活力を得られる持続可能な地域社会の実現を目指す。

<南房総市>

南房総市は、平成18年3月20日に、富浦町、富山町、三芳村、白浜町、千倉町、丸山町、和田町の7町村が合併して誕生した。

本市は、房総半島の南端に位置し、北は房総丘陵を抱え、西に東京湾、東と南には太平洋と、三方を海に囲まれており、黒潮の影響を受けた温暖で豊かな自然環境のもと、四季折々に咲き誇る花々が彩りを添え、穏やかな風景が広がっている。また、古代から近代に至るまでの遺跡や社寺といった歴史的資源も多く有しており、自然と歴史が調和した地域である。

農業や漁業を基盤として発展してきた本地域は、首都圏からのアクセスにも恵まれており、その地理的利便性と地域固有の資源を活かした観光業も大きく成長してきた。

今後は、地域住民一人ひとりがこの地に誇りと愛着を持ち、地域の魅力をあらためて見つめ直し、変化する社会環境に対応させながら、それらの資源を最大限に活かしたまちづくりを創造していくことが重要である。

本市では、『ひと・ゆめ・みらい 地域で創る魅力の郷 南房総』を将来像に掲げ、その実現に向けて6つの基本方針を定めている。地域づくりの根幹である“人”が、それぞれのゆめ(願い)を大切に育み、みらい(将来)を築いていくために、地域が有する多様な力(自然・産業・歴史など)をひとつに結集し、市全体で「魅力の郷 南房総」の創造を目指す。

<鋸南町>

鋸南町は、圏域の北端で、名山・鋸山の南、東側に嶺岡山系を背負い、里海から里山までの起伏に富んだ海岸線や稜線が印象的な町である。

温暖な気候と首都圏から近いという地理的条件に恵まれた安房の玄関口であり、日本3大群生地として有名な水仙や頼朝桜(河津桜)やソメイヨシノなどの桜、アジサイなどの花木を植栽し、通年型花観光を推進している。

現在、廃校をリノベーションした都市交流施設・道の駅保田小学校を中心に、交流人口の増加や産業の活性化を図り、町の魅力を内外に発信するとともに、にぎわいの創出、関係人口の拡大、町内の回遊性の向上に向けて取り組んでいる。

「里山を彩る」、「里海に根ざす」、「里愛で結びつく」まちづくりを実現し、都会と同じものを求めるのではなく、温暖な気候、風光明媚な景観と自然、首都圏への近接性など、町が有する特性を活かしながら、町民どうし、町民と行政が力をあわせ、住んでよし、働いてよし、訪れてよしの「三ツ星のふるさと」の創造を目指す。

3.組合のあゆみ

年 月 日	で き ご と
昭和45. 4. 10	広域市町村圏振興整備措置要綱制定 (自治振第53号知事あて自治事務次官通知)
9. 10	安房郡市広域市町村圏事務組合設立 (千葉県指令1876号知事許可)
46. 3. 10	安房郡市広域市町村圏計画策定、組合議会議決
11. 1	安房郡市広域市町村圏事務組合常備消防が設立許可
11. 7	鋸南・長狭・館山地区各不燃物処理場運営開始
47. 2. 5	一般区域貨物自動車運送事業(霊柩車2台)経営許可
3. 7	朝夷地区不燃物処理場運営開始
4. 1	火葬場業務開始(館山・鴨川・千倉・天津小湊) 霊柩車運行業務及び祭だん貸付業務運営開始 安房郡市消防本部設置・常備消防業務開始
5. 17	館山消防署西岬分遣所開設
48. 4. 23	館山消防署鋸南分署開設
5. 1	館山消防署千倉分署開設
6. 9	鴨川消防署開設
49. 7. 15	館山消防署白浜分遣所開設
9. 10	館山消防署和田分遣所開設
9. 19	鴨川消防署天津小湊分遣所開設
50. 3. 28	館山消防署神戸分遣所開設
51. 5. 8	館山消防署富浦分遣所開設
52. 1. 1	安房郡市夜間救急診療対策事業実施要綱施行
1. 17	はしご付消防ポンプ自動車を初配備
4. 1	理事会制の採用:理事会制の設置等組合同規約の一部変更許可
53. 5. 11	館山消防署丸山分遣所開設
55. 6. 3	鴨川消防署長狭分遣所開設
3. 27	安房郡市新広域市町村圏計画策定、組合議会議決
7. 15	安房郡市夜間急病診療所開設
10. 24	安房・君津圏域が「モデル定住圏」の圏域に決定
59. 5. 25	長狭地区火葬場完成 (161,000千円)
60. 3. 25	粗大ごみ処理施設完成 (440,000千円)
62. 12. 21	化学消防車を初配備
63. 3. 31	安房地域リゾート整備計画基礎調査報告
平成元. 10. 21	千倉火葬場火災により焼失
2. 8. 21	千倉火葬場完成 (98,376千円)
3. 3. 26	安房郡市第2次新広域市町村計画策定、組合議会議決

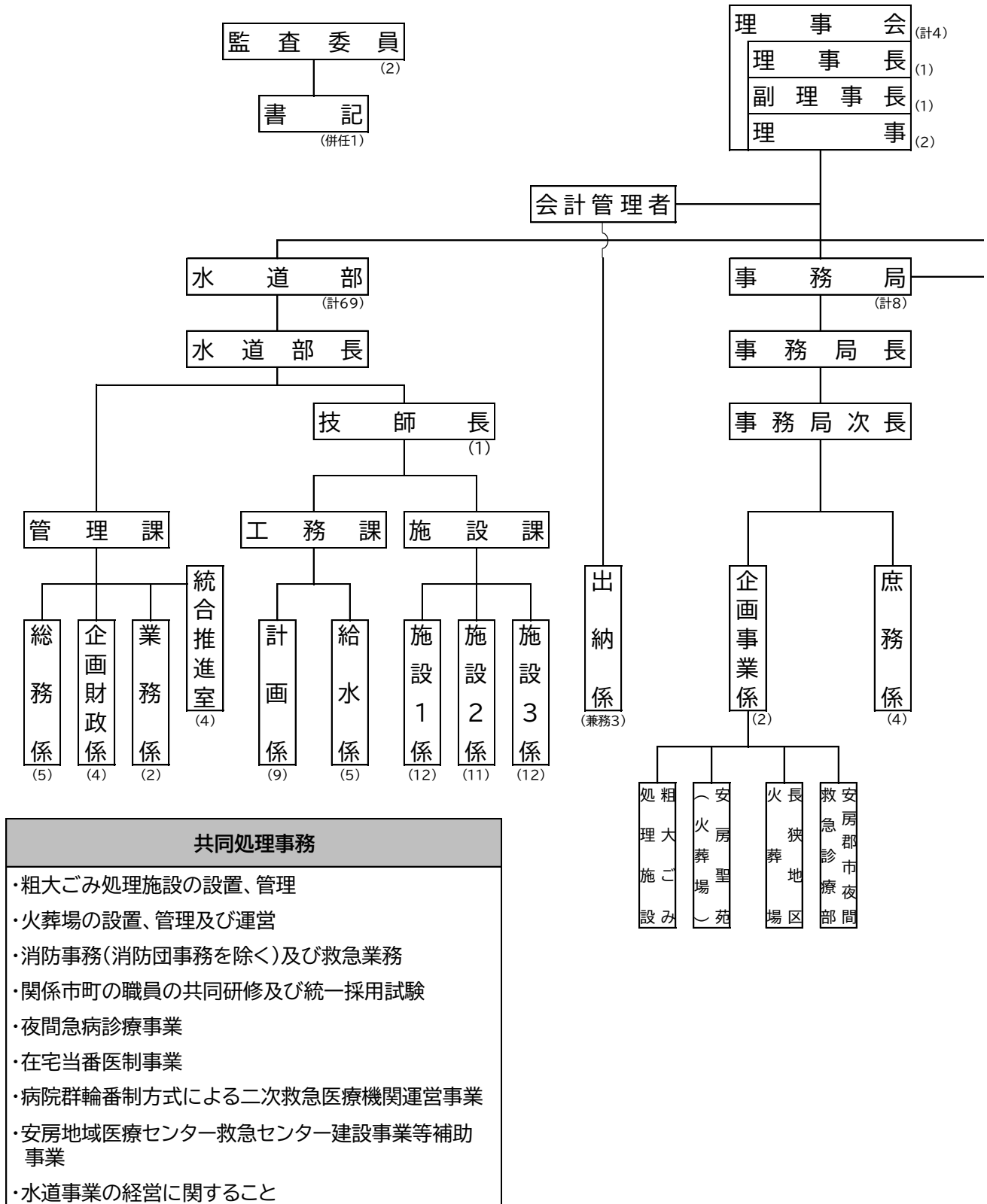
年 月 日	で き ご と
7. 2. 7	老人保健施設の設置等の助成に関し、組合規約の一部変更許可
8. 3. 21	安房都市第2次新広域市町村圏計画・第2次基本計画策定
11. 2. 26	救助工作車(Ⅱ型)を初配備
3. 31	館山・千倉火葬場基本構想作成 社団法人安房医師会が建設する新病院に対し、資金助成を行なう (助成額:平成10年～14年度 1,000,000千円)
13. 3. 29	安房都市第3次新広域市町村計画・基本計画策定
14. 3. 29	市町村合併検討基礎調査報告書策定
3. 31	祭だん貸付業務運営廃止
16. 1. 1	館山消防署犬掛分遣所開設 (49,350千円)
17. 12. 27	災害対応特殊消防ポンプ自動車を初配備 (34,156千円)
19. 1. 26	ごみ処理広域化事業に係る調査・調整事務等の追加に関し、組合規約の一部変更許可
2. 28	安房都市第3次新広域市町村圏計画後期基本計画策定
3. 31	霊柩車運行業務廃止
20. 11. 9	災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車を初配備
21. 7. 17	市町村圏計画の策定・調整事務等の削除に関し、組合規約の一部変更許可
22. 1. 30	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車を初配備
23. 1. 21	ごみ処理広域化事業に係る調査・調整事務等から建設への変更に関し、組合規約の一部変更許可
24. 1. 20	地域救急医療に関する事務を規定する変更に関し、組合規約の一部変更許可
3. 5	社会福祉法人太陽会に対し、安房地域医療センター救急センター建設事業等補助金の交付決定 (150,000千円 年額7,500千円を20年間交付)
4. 1	館山市北条(安房南高跡地)に安房都市消防本部・館山消防署合同庁舎を新築し、移転 (800,994千円)
9. 4	安房聖苑完成 (2,128,884千円)
9. 30	館山火葬場・千倉火葬場 閉鎖
10. 1	安房聖苑供用開始
25. 2. 19	ちば消防共同指令センターへ119番通報切替実施
11. 28	災害対応特殊救急自動車を初配備
4. 1	消防本部警防課に指揮隊配置(H30.3.31 廃止)
29. 3. 14	丸山分遣所、和田分遣所を合併し館山消防署和田分署開設(208,985千円)
4. 1	館山消防署西岬分遣所を館山消防署西岬分署、館山消防署白浜分遣所を館山消防署白浜分署に改称
10. 10	ごみ処理広域化事業に係る建設から用地選定・調査業務への変更に関し、組合規約の一部変更許可
30. 2. 17	館山消防署白浜分署開設(230,787千円)
4. 1	館山消防署・鴨川消防署に指揮隊配置

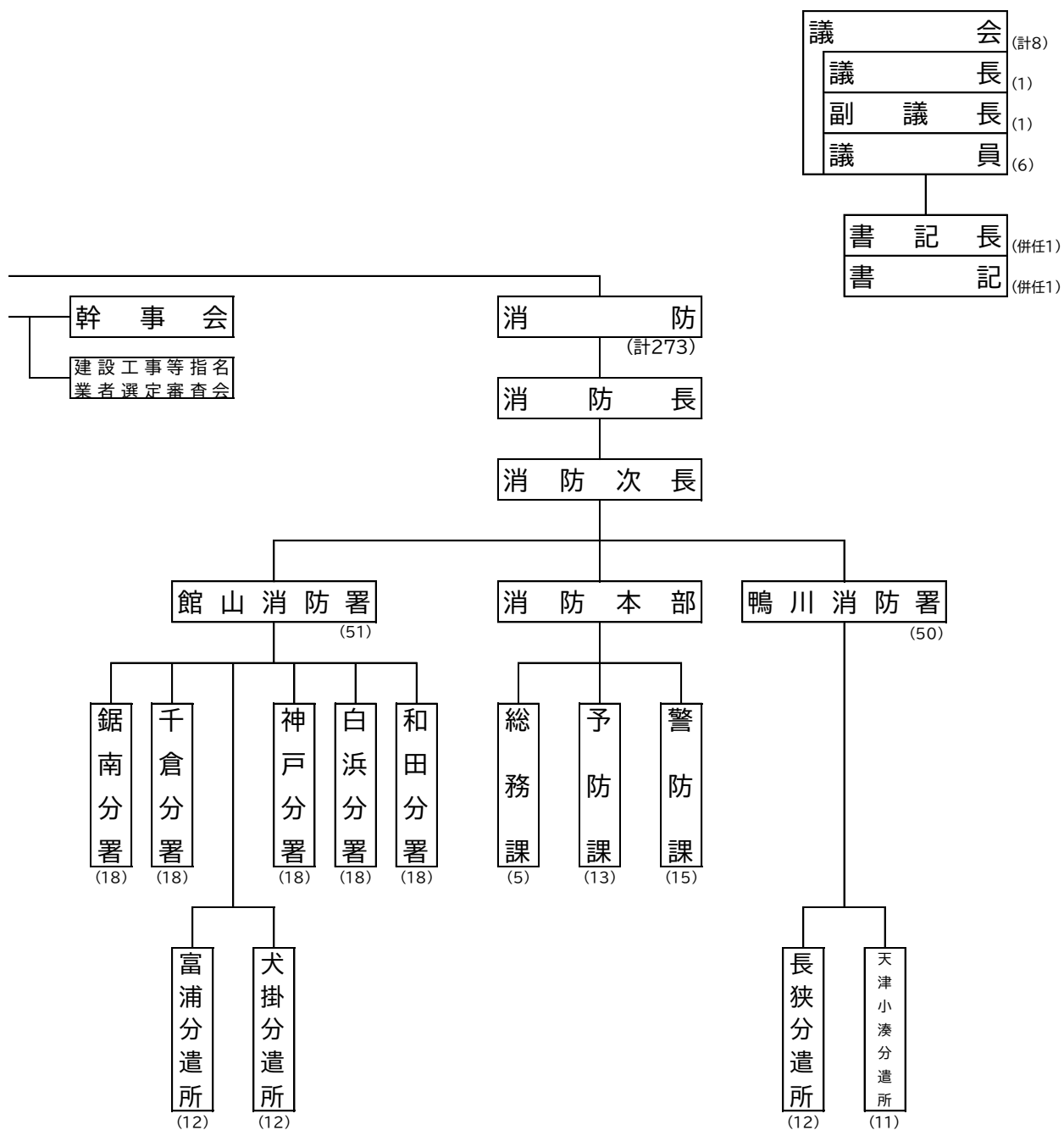
年 月 日	で き ご と
31. 1. 15	ごみ処理広域化事業に係る君津地域広域廃棄物処理事業と鴨川市、南房総市及び鋸南町の事業連携により組合格約の一部変更許可
4. 29	鴨川消防署天津小湊分遣所開設(198,638千円)
7. 21	館山消防署千倉分署開設(265,100千円)
4. 1. 25	安房地域の水道事業に係る統合協議会の事務局に関することを規定する変更に関し、組合格約の一部変更許可
5. 3. 31	粗大ごみ処理施設 閉鎖
6. 4. 1	西岬分署、神戸分遣所を合併し館山消防署神戸分署開設(332,992千円)
7. 3. 21	安房地域水道事業統合・広域化基本計画を策定 安房地域水道事業の統合・広域化に関する基本協定を締結
8. 1. 16	水道事業の経営に関することを規定する変更に関し、組合格約の一部変更許可
3. 26	水道事業創設の認可
4. 1	水道部を創設

4.組合の機構（令和8年4月1日時点）

(1)組合の機構図

※()内は職員数(短時間勤務職員及び会計年度任用職員は除く)





(2)議会

議員定数は 8 人で、構成市町各 2 人(議長・議会選出議員)により構成され、定例会は年 2 回行う。

(◎議長 ○副議長)

氏 名	摘 要
◎ 鈴木 正 一	館山市 議会議長
太 田 浩	// 議会選出
◎ 佐 久 間 章	鴨川市 議会議長
川 股 盛 二	// 議会選出
◎ 石 井 教 宇	南房総市議会議長
峯 隆 司	// 議会選出
○ 早 川 正 也	鋸南町 議会議長
大 塚 昇	// 議会選出

(3)理事会

理事会は、構成市町長 4 人により構成され、理事長及び副理事長を置く。

(◎理事長 ○副理事長)

氏 名	摘 要
◎ 森 正 一	館 山 市 長
○ 佐 々 木 久 之	鴨 川 市 長
渡 辺 秀 和	南 房 総 市 長
白 石 治 和	鋸 南 町 長

(4)会計管理者

会計管理者は、構成市町の会計管理者のうちから理事会が命じ、設置する。

氏 名	摘 要
中 西 純 基	館山市会計管理者

(5)監査委員

監査委員 2 名を置き、組合議員及び知識経験を有する者の中からそれぞれ1名を選任する。

氏 名	摘 要
川 崎 浩	知 識 経 験 者
鈴木 正 一	議 会 選 出

5.共同処理事務

(1)粗大ごみ処理施設

生活水準の向上に伴い、日常生活に直結したごみの量の増大と質の多様化が進む中で、粗大ごみについては合理的かつ適切に処理し、さらにごみの資源化・再利用を図るため、粗大ごみ処理施設を設置し、管理運営を行ってきたが、家電リサイクル法の施行により、粗大ごみ処理が減少し、各市町で単独処理することになったため、令和5年3月31日をもって粗大ごみ処理施設は閉鎖した。

なお、解体まで施設の管理は引き続き行っている。

ア.粗大ごみ処理施設の概要

区 分	粗 大 ご み 処 理 施 設
設 置 場 所	館山市出野尾540番地
業 務 開 始 年 月 日	昭和60年5月17日
敷 地 面 積	2,611㎡
建 家 面 積	787.84㎡(延床)
処 理 対 象 物	一般家庭から搬出される不燃性粗大ごみ
処 理 能 力	50t／日(5H)
建 設 事 業 費	440,000千円

イ.粗大ごみ処理施設搬入量

(単位:kg)

年 度	館 山 市	鴨 川 市	鋸南地区 環境衛生 組 合	旧 三 芳 村	旧 白 浜 町	旧 千 倉 町	旧 丸 山 町	旧 和 田 町	旧 天津小湊町	鴨 川 市 和田町 環境衛生 組 合	計
昭和60年度 ～令和4年度	77,066,068	2,403,704	2,725,810	70,300	729,495	1,692,335	345,680	91,676	122,805	869,770	86,117,643

(2)火葬場

圏域内の火葬場の効率的かつ適切な管理・運営を図るため、昭和47年度から火葬場事業の共同処理を行っており、現在、安房聖苑、長狭地区の2火葬場を設置・運営している。平成24年9月30日で館山火葬場、千倉火葬場の業務を終了し、平成24年10月1日より安房聖苑の業務を開始した。

ア.火葬場施設の概要

名 称		安 房 聖 苑	長狭地区火葬場
位 置		南房総市山名345	鴨川市東町1850-17
敷地面積		20,294㎡	6,235㎡
建物		RC造平屋建(一部2階建) 延床面積:2,856.15㎡ 告別室3室・収骨室2室 待合室7室・待合ロビー エントランスホール ロビー・駐車場106台	RC造平屋建 延床面積:386.03㎡ 炉前ホール 収骨室・待合室 待合ロビー等
供用開始		平成24年10月1日	昭和59年5月25日
火 葬 炉		6基	2基
火葬件数	令和5年度	1,763	552
	令和6年度	1,799	628
	令和7年度	1,659	581

イ.市町等別火葬件数

市 町 等	火 葬 件 数(体数)		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
館 山 市	768	769	767
鴨 川 市	585	590	548
南房総市	718	812	710
鋸 南 町	149	153	139
圏 域 外	95	103	76
合 計	2,315	2,427	2,240

ウ.火葬場使用料

区 別	圏域内	圏域外
大人1体につき	15,000円	50,000円
小人(12歳未満)1体につき	10,000円	30,000円
死産児1体につき	10,000円	30,000円
改葬1棺につき	15,000円	50,000円
四肢1人につき	10,000円	30,000円

(備考)圏域内とは、死亡者又は使用者が圏域内に住所を有するものとする。
死亡者が圏域内に住所を有するか否かを判断し難いときは、圏域内に住所を有する者とみなす。

工.新火葬場整備事業

館山火葬場は施設の老朽化が著しく、また、千倉火葬場については地元からの移転要望があるという状況の中、圏域内における今後の火葬需要の増加を考慮し、平成 11 年度に作成された「館山・千倉火葬場基本構想」に基づき、南房総市山名地区に新火葬場の整備を行った。

平成 24 年度で工事を完了し、平成 24 年 10 月 1 日から火葬業務を開始した。

年 月 日	記 事
平成16. 12. 3	新火葬場建設候補地を三芳村(現南房総市)山名区に決定する。
12. 12	山名区総会において、新火葬場建設の受入が承認される。
18. 3. 24	地形測量業務完了
19. 2. 13	地質調査(弾性波探査)業務完了
20. 3. 31	建築基本設計業務完了
4. 30	地質調査(ボーリング)業務完了
5. 30	用地造成基本設計業務完了・用地測量業務完了
21. 1. 30	地質調査(ボーリング・サウンディング)業務完了
3. 31	用地造成実施設計業務完了・生活環境影響調査業務完了
9. 30	用地買収完了
11. 25	用地造成工事開始
22. 3. 31	建築工事実施設計業務完了
23. 6. 13	建築工事開始
7. 31	用地造成工事完了
24. 3. 28	新火葬場の名称を「安房聖苑」に決定
8. 31	火葬炉設備工事完了
9. 21	火葬場経営許可
9. 25	建築工事完了
9. 28	備品納入完了・告別用備品納入完了
10. 1	供用開始(火葬業務開始)

(3)消防

昭和 47 年4月、館山市の常備消防を基幹として、1 本部1署3分遣所 89 名の職員と、消防車両9台の体制で発足した。

以来、地域住民の消防行政に対する期待を担いながら、逐年消防施設・救急体制の整備強化を図り、令和8年4月 1 日現在、1本部2署5分署 4 分遣所273名の職員と、消防ポンプ自動車等の車両を保有している。

消防施設配置図



ア.消防施設の概要

(令和8年4月1日現在)

名 称	位 置	職 員 数	消 防 ポン プ 自動 車	水 槽 付 消 防 ポン プ 自動 車	梯子 付 消 防 ポン プ 自動 車	救 助 工 作 車	化 学 車	救 急 自動 車	資 機 材 搬 送 車	指 揮 車	査 察 車	連 絡 車	広 報 車	非 常 用 消 防 車	非 常 用 救 急 車	可 搬 動 力 ポン プ
安 房 郡 市 消 防 本 部	館山市北条	35							1		2	4	1			
館 山 消 防 署	同 上	51	1	1	1	1	1	1		1			1	1	1	3
鋸 南 分 署	安房郡鋸南町	18		1				1								1
千 倉 分 署	南房総市千倉町	18		1				1								1
神 戸 分 署	館山市布沼	18		1				1								1
白 浜 分 署	南房総市白浜町	18		1				1								1
和 田 分 署	南房総市和田町	18		1				1								1
富 浦 分 遣 所	南房総市富浦町	12		1												1
犬 掛 分 遣 所	南房総市犬掛	12		1												1
鴨 川 消 防 署	鴨川市横渚	50	1	1	1	1		1		1		1	1			2
長 狭 分 遣 所	鴨川市金束	12		1												1
天津小湊分遣所	鴨川市内浦	11		1												1
合 計		273	2	11	2	2	1	7	1	2	2	5	3	1	1	14

イ.市町別火災発生状況

市 町 名	火 災 発 生 状 況					
	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	出火件数	損 害 額	出火件数	損 害 額	出火件数	損 害 額
館 山 市	件 44	千円 29,371	件 46	千円 12,275	件 32	千円 29,365
鴨 川 市	38	29,002	47	20,519	37	52,888
南 房 総 市	39	13,656	54	24,259	37	44,566
鋸 南 町	3	1,317	8	2,893	13	103,366
合 計	124	73,346	155	59,946	119	230,185

ウ.市町等別救急出動件数及び搬送人員(事故発生場所別)

市町等	区 分	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度											
				合 計	火 災	自 然 災 害	水 難	交 通	労 働 災 害	運 動 競 技	一 般 負 傷	加 害	自 損 行 為	急 病	そ の 他
館 山 市	出動	3,897	3,919	3,959	27	0	11	186	17	8	499	18	18	2,085	1090
	人員	3,412	3,397	3,537	0	0	7	175	15	6	437	15	15	1,826	1041
鴨 川 市	出動	1,991	1,969	1,807	35	1	11	136	20	14	289	6	16	1,090	189
	人員	1,634	1,518	1,466	4	1	2	124	21	12	225	4	6	907	160
南房総市	出動	2,521	2,399	2,308	36	0	8	135	20	9	376	3	22	1,581	118
	人員	2,053	2,022	1,958	5	0	4	127	20	9	327	1	15	1,349	101
鋸 南 町	出動	496	541	508	12	0	2	29	5	3	76	0	5	323	53
	人員	405	454	426	2	0	2	30	4	3	64	0	5	269	47
圏 域 外	出動	15	20	18	0	0	0	4	1	0	2	0	2	9	0
	人員	12	12	16	0	0	0	4	1	0	1	0	3	7	0
合 計	出動	8,920	8,848	8,600	110	1	32	490	63	34	1,242	27	63	5,088	1,450
	人員	7,516	7,403	7,403	11	1	15	460	61	30	1,054	20	44	4,358	1,349

(4)市町等職員共同研修

多様化・高度化する地域住民の行政需要は根強く、これらの住民ニーズへの的確な対応が自治体職員に望まれている。

このため、自治体職員の執務に必要な基本的な知識・技術の習得により、行政課題に対して積極的に対応できる職員の養成を目的とし、各種研修を行っている。

ア.共同研修計画(令和 8 年度)

日 程	時間数 (h)	研修課程	対 象 者	科 目
4月(1日間)	6	役職定年・ 再任用職員研修	役職定年職員 再任用職員	自治体と役職定年者及び再任用者をめぐる 環境変化 職場活性化と役職定年者及び再任用者の役割
〔1回目〕 4月、6月 (4日間)	24	新規採用職員研修	令和8年度 新規採用職員	地方自治制度の基礎
〔2回目〕 4月、7月 (4日間)	24			地方公務員法の基礎 公務員としての心構えと仕事の進め方 執務態度と接遇 地方公務員共済制度 普通救命講習
7月(4日間)	24	初級職員研修	勤続2年目の職員	地方自治制度の基礎 地方公務員法の基礎 ロジカルコミュニケーション研修 クレーム対応研修
8月(2日間)	12	係長研修	係長程度	係長に求められる役割
10月(3日間)	18	行政法研修	副主査～副課長	行政法講座
11月(2日間)	12	接遇研修	勤続2年目の職員	接遇
12月(2日間)	12	中級職員研修 (契約事務関係)	主任主事程度	契約に関する法令及び事務
1月(2日間)	12	コーチング研修	副主査程度	コーチング講座
1月(2日間)	12	クレーム対応研修	主任主事～副主査	クレーム対応

イ.市町等職員共同研修実績(令和 7 年度)

(単位:人)

研修科目	日 程	時間 数 h	受 講 者 数							合 計
			館 山 市	鴨 川 市	南 房 総 市	鋸 南 町	三 芳 水 道 企 業 団	境 鋸 衛 南 生 地 組 区 合 環	町 安 村 房 園 郡 事 市 務 広 組 域 合 市	
再任用職員	4月9日	6	11	4	1	2	0	1	3	22
新規採用職員 〔1回目〕	4月15・16日 5月13・14日	24	9	7	7	2	0	0	8	33
新規採用職員 〔2回目〕	4月22・23日 5月15・16日	24	12	8	8	2	0	0	7	37
初級職員	7月23・24日 7月29・30日	24	13	11	9	9	3	0	1	46
係 長	8月5・6日	12	7	6	10	1	1	0	3	28
行 政 法	10月1・2・9日	18	9	12	15	4	0	0	1	41
接 遇	11月26・27日	12	13	16	14	5	3	0	2	53
中級職員 (契約事務関係)	12月9・10日	12	13	4	2	1	0	0	2	22
コーチング	令和8年1月20・21日	12	8	6	10	0	0	0	2	26
クレーム対応	令和8年1月27・28日	12	12	7	11	2	0	0	2	34
合 計		156	107	81	87	28	7	1	31	342

(5)市町等職員採用試験

構成市町(館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町)及び当組合(常備消防機関)の職員採用試験については、できるだけその条件を統一し、同時に実施している。

市町等職員採用試験実施状況(令和 7 年度)

(単位:人)

市町等 職 種 区 分		第1回採用試験										第2回採用試験											
		土木技術職上級	建築技術職上級	一般行政職初級	建築技術職初級	保育教諭職	保健師職	社会福祉士職	学芸員職	司書職	合 計	一般行政職初級	一般行政職初級(障害者)	消防職	土木技術職初級	建築技術職初級	保育教諭職	保健師職	社会福祉士職	精神保健福祉士職	介護福祉士職	管理栄養士職	合 計
館 山 市	応募者数	3	0			1	0				4	7	7		2			1				2	19
	受験者数	2	0			0	0				2	7	5		2			0				2	16
	合格者数	2	0			0	0				2	5	4		2			0				1	12
鴨 川 市	応募者数			22	0		0				22	6			0			0	1	0	5	7	19
	受験者数			20	0		0				20	6			0			0	0	0	5	7	18
	合格者数			12	0		0				12	4			0			0	0	0	5	4	13
南 房 総 市	応募者数				0	10	1		2	10	23	10	0		2	0		1					13
	受験者数				0	10	1		0	6	17	10	0		1	0		1					12
	合格者数				0	5	1		0	4	10	8	0		1	0		1					10
鋸 南 町	応募者数					0	1	1			2	10					1	0	0				11
	受験者数					0	1	1			2	5					1	0	0				6
	合格者数					0	1	1			2	2					1	0	0				3
安 房 郡 市 広 域 市 町 村 圏 事 務 組 合	応募者数													23									23
	受験者数													23									23
	合格者数													16									16
合 計	応募者数	3	0	22	0	11	2	1	2	10	51	33	7	23	4	0	1	2	1	0	5	9	85
	受験者数	2	0	20	0	10	2	1	0	6	41	28	5	23	3	0	1	1	0	0	5	9	75
	合格者数	2	0	12	0	5	2	1	0	4	26	19	4	16	3	0	1	1	0	0	5	5	54

(6)地域救急医療対策

安房医師会等の協力を得て、休日及び夜間における救急急病の診療事業を実施することにより、地域住民の生命と健康を守ることを目的とし、病院群輪番制及び在宅当番制の実施並びに夜間急病診療部の設置など、地域救急医療体制の整備を図っている。

救急医療対策の経過

年 月 日	記事
昭和51. 5. 26 12. 23	「安房郡市救急診療対策懇談会」設置 安房郡市救急診療対策懇談会より、安房郡市地域における救急診療体制の整備について、次のような答申がなされた。 1. 救急医療の現状と問題点 2. 救急診療体制の整備計画 3. 整備計画の当面の暫定措置 「安房郡市救急医療委員会」設置
52. 1. 1	「安房郡市夜間救急医療対策事業実施要綱」施行 安房医師会と夜間待機施設の委託契約を締結
1. 4	夜間待機施設の業務開始(日曜日を除く)
53. 3. 1	在宅(休日)当番医制の実施
6. 1	「保健事務部会」設置
10. 1	日曜日についても夜間待機制度をとり、24時間の救急医療体制を確立
55. 7. 15	急病患者の初期診療機関として、安房郡市夜間急病診療所を開設
平成12. 6. 1	安房郡市夜間急病診療所を廃止し、新たに、安房医師会への委託により、医師会病院内で夜間診療を開始 病院群輪番制の業務を、夜間だけでなく、土曜日の午後と休日の昼間も開始
20. 4. 1	安房医師会病院が社会福祉法人太陽会による「安房地域医療センター」に承継されたことから、夜間急病診療事業を社会福祉法人太陽会に委託変更
24. 3. 5	社会福祉法人太陽会に対し、安房地域医療センター救急センター建設事業等補助金の交付決定(150,000千円、年額7,500千円を20年間交付)

ア.救急医療体制の概要

(ア)病院群輪番制病院運営事業

病院群輪番制病院運営事業は、2次救急医療機関であり入院を必要とされる患者を収容できる機能をもつ病院が輪番制で当たり、圏域内の8施設の医療機関により実施されている。

○診療施設 内科系及び外科系を有する施設並びに内科系又は外科系のいずれかを有する施設

○診療日時 夜 間 午後 5 時から翌朝 8 時まで
休 日 午前 8 時から午後 5 時まで
土曜日 正午から午後 5 時まで

病院群輪番制病院運営事業 受診者数

(単位:人)

市 町 等	令和5年度	令和6年度	令和7年度												
			計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
館山市	5,096	5,079	4,889	316	401	380	417	456	365	392	488	436	489	419	330
鴨川市	199	162	152	9	10	10	7	7	15	4	18	9	20	26	17
南房総市	3,518	3,558	3,384	190	282	265	309	329	258	242	349	301	328	277	254
鋸南町	495	539	452	26	24	28	34	29	39	43	60	36	41	46	46
圏域外	1,072	1,216	1,047	51	99	72	103	167	64	65	87	86	112	73	68
合 計	10,380	10,554	9,924	592	816	755	870	988	741	746	1,002	868	990	841	715

(イ)在宅当番医制事業

在宅当番医制事業は、安房医師会会員による当番制により初期診療を実施する。

○診療科目 内科系又は外科系の施設

○診察日時 日曜・休日、午前 8 時から午後 5 時まで

○対 象 者 救急急病患者

在宅当番医制事業 受診者数

(単位:人)

市 町 等	令和5年度	令和6年度	令和7年度												
			計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
館山市	117	111	72	2	14	2	1	20	3	1	14	4	0	0	11
鴨川市	24	172	138	19	1	0	12	1	10	23	33	0	0	39	0
南房総市	173	180	80	2	15	7	2	16	18	1	8	6	0	1	4
鋸南町	8	24	17	0	2	0	0	1	0	0	0	13	0	0	1
圏域外	34	55	29	2	2	1	3	2	2	2	8	4	0	1	2
合 計	356	542	336	25	34	10	18	40	33	27	63	27	0	41	18

(ウ)夜間急病診療事業

軽症の急病患者の初期診療を行う施設として、社会福祉法人 太陽会に委託をして、安房地域医療センター内で夜間診療を行っている。

○診療科目 内科系及び外科系

○診察日時 毎日、午後 7 時から午後 10 時まで

○対 象 者 比較的軽症の急病患者

夜間急病診療事業 受診者数

(単位:人)

市 町 等	令和5年度	令和6年度	令和7年度												
			計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
館山市	745	753	722	49	71	44	63	68	57	62	69	60	53	64	62
鴨川市	7	4	6	1	0	0	1	1	0	1	1	0	0	1	0
南房総市	458	435	530	38	35	56	43	53	33	49	39	45	48	61	30
鋸南町	41	63	39	2	4	3	8	2	4	2	2	4	3	2	3
圏域外	109	99	84	2	11	8	11	14	9	2	3	5	10	5	4
合 計	1,360	1,354	1,381	92	121	111	126	138	103	116	114	114	114	133	99

(7)水道

ア.水道事業の創設と再編の背景

本給水区域内では、これまで鴨川市水道事業、南房総市水道事業、鋸南町水道事業及び三芳水道企業団水道事業の4事業が個別に運営されてきた。令和8年3月をもって、鴨川市水道事業、南房総市水道事業及び鋸南町水道事業については廃止、三芳水道企業団水道事業については解散となり、これら4事業を統合して広域的な一体経営を行う「安房郡市広域市町村圏事務組合水道事業」が創設された。これにより、人口減少下における水道経営の合理化と安全で良質な水道水の安定供給体制を確立する。

統合までの経緯

年月日	記事
令和2. 8. 26	南房総地域水道事業統合・広域化に関する覚書を各市町等で締結
4. 1. 25	安房郡市広域市町村圏事務組合規約の改正に係る千葉県への許可
3. 22	安房地域水道事業統合協議会の設置
4. 1	安房郡市広域市町村圏事務組合に水道事業統合推進室を設置
8. 1. 16	水道事業の経営に関することを規定する変更に関し、組合規約の一部変更許可
3. 26	水道事業創設の認可
4. 1	安房郡市広域市町村圏事務組合に水道部を設置

イ.給水区域、給水人口及び給水量

給水区域は館山市、鴨川市(一部区域を除く)、南房総市、鋸南町に及ぶ。総行政区域面積575.9km²に対して、給水区域面積は554.0km²に及ぶ。

項 目	内 容
創設認可年月日	令和8年3月26日
給 水 人 口	107,700人
一日平均給水量	47,700 m ³ /日
一日最大給水量	61,500 m ³ /日

資料：創設認可申請書【R8】認可(届出)申請値

ウ.水源及び計画取水量

種別	河川名 施設名等	取水(受水) 地点	計画取水量 (m ³ /日)	種別	河川名 施設名等	取水(受水) 地点	計画取水量 (m ³ /日)
流水	待崎川	鴨川市横渚	4,970	地下水	山本深井戸	館山市山本 安布里	2,160
	袋倉川	鴨川市東町	5,500	湧水	大降り東	鴨川市清澄	130
	保台ダム	鴨川市和泉	5,600	浄水受水	高鶴配水場	鴨川市畑	26,130
	第1奥谷ダム	鴨川市内浦	2,670		石上配水場	鴨川市天津	
	第2奥谷ダム	鴨川市内浦	1,300		富山第6配水場	南房総市高崎	
	大風沢川	鴨川市内浦	1,330		千倉第2配水池	南房総市 千倉町南朝夷	
	小向ダム	南房総市 和田町小向	12,840		白浜浄水場	南房総市 白浜町白浜	
	白浜ダム	南房総市 白浜町白浜	6,200		湯沢配水場	鋸南町横根	
	長尾川取水口	南房総市 白浜町白浜	4,000		宮本配水場	南房総市 富浦町宮本	
	大谷川ダム	南房総市山田	2,500		出野尾配水場	館山市出野尾	
	鋸山ダム	鋸南町元名	3,240				
	元名ダム	鋸南町元名	3,500				
	増間ダム	南房総市増間	5,750				
	作名ダム	館山市作名	6,900				

資料:創設認可申請書 ※計画取水量は申請値

エ.施設の概要

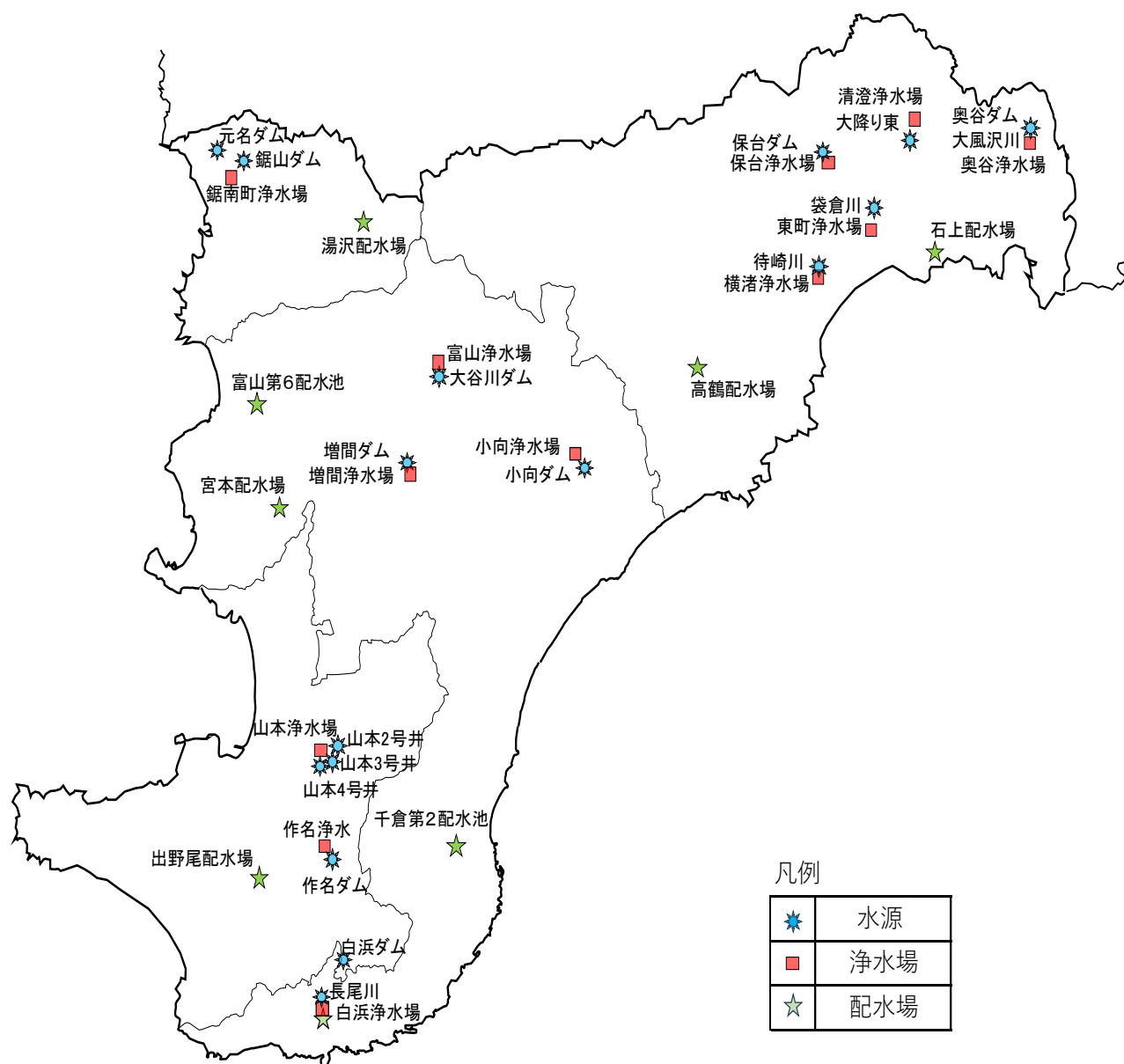
(ア)浄水場

施設名	公称能力	概要・詳細説明
横渚浄水場	4,800 m ³ /日	待崎川取水口より表流水を4,970m ³ /日取水。粉末活性炭、硫酸、塩素、PACを注入し凝集沈澱・急速ろ過。
東町浄水場	5,000 m ³ /日	袋倉ダム放流の表流水を計画1日最大5,500m ³ /日着水井で受ける。PAC、塩素を注入し凝集沈澱・急速ろ過。
保台浄水場	5,400 m ³ /日	保台ダムより計画1日最大5,600m ³ /日取水。塩素、粉末活性炭、PACを注入し凝集沈澱・急速ろ過。
奥谷浄水場	4,980 m ³ /日	奥谷ダムより計画1日最大5,300m ³ /日取水。粉末活性炭、塩素、PACを注入し凝集沈澱・急速ろ過。
清澄浄水場	100 m ³ /日	地表水・湧水を計画1日最大130m ³ /日取水。PAC、塩素を注入し凝集沈澱・急速ろ過。
富山浄水場	2,250 m ³ /日	大谷川ダムより計画1日最大2,500m ³ /日取水。粉末活性炭、苛性ソーダ、塩素、PACを注入し凝集沈澱・急速ろ過。
白浜浄水場	5,480 m ³ /日	白浜ダム・長尾川より計画1日最大7,600m ³ /日取水。粉末活性炭、炭酸ガス、塩素、PACを注入し凝集沈澱・急速ろ過。一部千葉県企業局からの受水。
小向浄水場	12,000 m ³ /日	小向ダムより計画1日最大12,874m ³ /日取水。導水管内で粉末活性炭、着水井で塩素・苛性ソーダ、混和池でPACを注入し凝集沈澱・急速ろ過。
鋸南町浄水場	6,000 m ³ /日	鋸山ダム(3,240m ³ /日)・元名ダム(3,500m ³ /日)計6,740m ³ /日取水。粉末活性炭、PAC、塩素を注入し凝集沈澱・急速ろ過。
増間浄水場	5,400 m ³ /日	増間ダムより計画1日最大5,750m ³ /日取水。粉末活性炭、PAC、塩素、凝集剤、苛性ソーダを注入し凝集沈澱・急速ろ過。
作名浄水場	6,500 m ³ /日	作名ダムより計画1日最大6,900m ³ /日取水。粉末活性炭、塩素、PACを注入し凝集沈澱・急速ろ過。
山本浄水場	2,890 m ³ /日	深層地下水より計画1日最大3,040m ³ /日取水。ペレットリアクターで硬度処理、苛性ソーダ、硫酸、PAC、塩素を注入し凝集沈澱・急速ろ過。

(イ)配水池・配水地

施設名	公称能力	概要・詳細説明
高鶴配水場	2,180 m ³ /日	千葉県企業局からの受水地点。増圧ポンプや自然流下により配水する。
石上配水場	2,770 m ³ /日	千葉県企業局からの受水地点。自然流下により配水する。
富山第6配水場	2,270 m ³ /日	千葉県企業局からの受水地点。自然流下により配水する。
千倉第2配水池	3,510 m ³ /日	千葉県企業局からの受水地点。自然流下により配水する。
湯沢配水場	2,120 m ³ /日	千葉県企業局からの受水地点。残塩調整し自然流下で配水する。
宮本配水場	5,400 m ³ /日	千葉県企業局からの受水地点。主に自然流下により配水する。
出野尾配水場	8,660 m ³ /日	千葉県企業局からの受水地点。主に自然流下により配水する。

(ウ)施設位置図



オ.水道料金・手数料・給水申込納付金

(ア)水道料金表

○館山市全域及び南房総市の一部(富浦・三芳地区)

給水装置 の用途	メーター の口径	基本料金		従量料金 (1㎡につき)	
		水量	料金		
一般用	13mm	なし	820円	1 ~ 8㎡ 9 ~ 20㎡ 21 ~ 40㎡ 41 ~ 100㎡ 101 ~ 500㎡ 501 ㎡~	90円 220円 270円 320円 360円 430円
	20mm		1,580円		
	25mm		2,300円		
	30mm		3,160円		
	40mm		5,760円		
	50mm		8,800円		
	75mm		21,500円		
	100mm		35,200円		
	150mm		68,200円		
臨時用		なし	一般用と同額		430円

○鴨川市全域

給水装置 の用途	メーター の口径	基本料金		従量料金 (1㎡につき)	
		水量	料金		
一般用	13mm	~8㎡	1,510円	9 ~ 20㎡ 21 ~ 40㎡ 41 ㎡~	220円 250円 300円
	20mm		1,750円		
	25mm		3,860円		
	30mm		5,185円		
	40mm		9,990円		
	50mm		14,610円		
	75mm		33,010円		
共用	13mm	~8㎡	1,510円	9 ㎡~	220円
	20mm		1,750円		
	25mm		3,860円		
	30mm		5,185円		
	40mm		9,990円		
	50mm		14,610円		
浴場営業用		~8㎡	1,540円	9 ㎡~	170円
臨時用		~8㎡	一般用の口径別基本料金欄に定める額に2,000円又はその口径別基本料金の2分の1のいずれか高い額を加えた額	9 ㎡~	350円
私設消火栓		~8㎡	3,500円	火災の場合 火災以外の場合	無料 9㎡~ 450円

※料金は、1月につき上記水道料金表に定める区域及び料金により計算した額に消費税の額等を加算した額。
(1 円未満の端数切捨)

○南房総市の一部(富山・白浜・千倉・丸山・和田地区)

給水装置 の用途	メーター の口径	基本料金		従量料金 (1㎡につき)	
		水量	料金		
一般用	13mm	なし	820円	1 ~ 8㎡	90円
	20mm		1,580円	9 ~ 20㎡	220円
	25mm		2,300円	21 ~ 40㎡	270円
	30mm		3,160円	41 ~ 100㎡	320円
	40mm		5,760円	101 ~ 500㎡	360円
	50mm		8,800円	501 ㎡~	430円
	75mm		21,500円		
臨時用		なし	一般用と同額		430円

○鋸南町全域

給水装置 の用途	メーター の口径	基本料金		従量料金 (1㎡につき)	
		水量	料金		
一般用	13mm	~8㎡	1,874円	9 ~ 20㎡ 21 ㎡~	223円 337円
	20mm		1,934円		
	25mm		1,964円		
	30mm		2,054円		
	40mm		2,074円		
	50mm		3,124円		
	75mm		4,824円		
	100mm		5,624円		
一般 大口用	13mm	100㎡~	24,864円	101 ㎡~	251円
	20mm		24,924円		
	25mm		24,954円		
	30mm		25,044円		
	40mm		25,064円		
	50mm		26,114円		
	75mm		27,814円		
	100mm		28,614円		
船舶用	13mm	なし	150円		232円
	20mm		210円		
	25mm		240円		
	30mm		330円		
	40mm		350円		
	50mm		1,400円		
	75mm		3,100円		
	100mm		3,900円		
臨時用	13mm	なし	150円		584円
	20mm		210円		
	25mm		240円		
	30mm		330円		
	40mm		350円		
	50mm		1,400円		
	75mm		3,100円		
	100mm		3,900円		

(イ)手数料金額表

手数料の名称	金額
設計審査手数料	2,000円/件
工事検査手数料	4,000円/件
開栓手数料(※)	4,000円/件
指定給水装置工事事業者登録手数料	20,000円/件
指定給水装置工事事業者更新手数料	15,000円/件
各種証明手数料	350円/件

※開栓手数料及び給水申込納付金については、各表の金額に消費税の額等を加算した額(1 円未満の端数切捨)

(ウ)給水申込納付金区分表

使用メーター の口径	金額
13mm	100,000円
20mm	240,000円
25mm	370,000円
30mm	530,000円
40mm	1,000,000円
50mm	1,500,000円
75mm	3,800,000円
100mm	6,500,000円
150mm	13,950,000円

6.財政

(1)一般会計

(単位:千円)

	区 分	令和6年度		令和7年度		令和8年度
		予算現額	決算額	予算現額	決算額見込	当初予算額
歳入	分担金及び負担金	3,108,285	3,108,285	3,355,133	3,355,133	3,357,583
	使用料及び手数料	34,361	41,055	34,465	38,283	34,483
	国庫支出金	0	0	29,514	29,514	0
	県支出金	0	0	0	0	0
	繰越金	91,445	220,595	153,047	247,742	85,500
	諸収入	737	10,698	21,463	25,832	34,134
	組合債	384,600	314,800	334,500	290,500	313,700
	寄附金	0	100	0	0	0
	合 計	3,619,428	3,695,533	3,928,122	3,987,004	3,825,400
歳出	区 分	令和6年度		令和7年度		令和8年度
		予算現額	決算額	予算現額	決算額見込	当初予算額
	議会費	443	365	448	360	296
	総務費	88,245	78,770	92,100	84,458	96,837
	衛生費	349,881	326,295	479,341	456,700	361,319
	消防費	2,857,012	2,734,092	3,007,222	2,893,361	2,988,661
	公債費	308,471	308,269	332,222	332,006	354,687
	予備費	15,376	0	16,789		23,600
	合 計	3,619,428	3,447,791	3,928,122	3,766,885	3,825,400

(2)水道事業会計

○収益の収入及び支出

(単位:千円)

水道事業収益	区 分	令和6年度		令和7年度		令和8年度
		予算現額	決算額	予算現額	決算額見込	当初予算額
	営業収益	-	-	-	-	4,119,188
	営業外収益	-	-	-	-	1,265,529
	特別利益	-	-	-	-	3
	合 計	-	-	-	-	5,384,720
水道事業費用	区 分	令和6年度		令和7年度		令和8年度
		予算現額	決算額	予算現額	決算額見込	当初予算額
	営業費用	-	-	-	-	5,439,411
	営業外費用	-	-	-	-	100,859
	特別損失	-	-	-	-	202
	予備費	-	-	-	-	13,100
	合 計	-	-	-	-	5,553,572

○資本的収入及び支出

(単位:千円)

資本的収入	区 分	令和6年度		令和7年度		令和8年度
		予算現額	決算額	予算現額	決算額見込	当初予算額
	企 業 債	-	-	-	-	3,541,149
	負 担 金	-	-	-	-	83,275
	補 助 金	-	-	-	-	2,120,969
	合 計	-	-	-	-	5,745,393

資本的支出	区 分	令和6年度		令和7年度		令和8年度
		予算現額	決算額	予算現額	決算額見込	当初予算額
	建設改良費	-	-	-	-	5,915,914
	企業債償還金	-	-	-	-	658,930
	予 備 費	-	-	-	-	13,000
	合 計	-	-	-	-	6,587,844

※水道部(水道事業会計)は令和8年4月創設のため、令和6年度及び令和7年度は空欄となる。

7.安房郡市広域市町村圏事務組合規約

昭和45年9月10日
千葉県指令第1876号

第1章 総則

(目的)

第1条 この組合（以下「組合」という。）は、安房郡市広域市町村圏の振興整備に関する事務及び事業を行い、安房郡市の均衡ある発展を期することを目的とする。

(名称)

第2条 組合は、安房郡市広域市町村圏事務組合という。

(構成市町)

第3条 組合は、館山市、鴨川市、南房総市及び鋸南町（以下「関係市町」という。）をもつて組織する。

(共同処理する事務)

第4条 組合は、次の各号に定める事務を共同で処理する。

- (1) 粗大ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること。
- (2) 火葬場の設置、管理及び運営に関すること。
- (3) 消防事務（消防団事務を除く。）及び救急業務に関すること。
- (4) 関係市町の職員の共同研修及び統一採用試験に関すること。
- (5) 夜間急病診療事業に関すること。
- (6) 在宅当番医制事業に関すること。
- (7) 病院群輪番制方式による二次救急医療機関運営事業に関すること。
- (8) 安房地域医療センター救急センター建設事業等補助事業に関すること。
- (9) 水道事業の経営に関すること。

(事務所の位置)

第5条 組合の事務所は、館山市館山1564番地の1 館山市立博物館分館内に置く。

第2章 議会

(議会の組織及び議員の選出方法)

第6条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、8人とする。

2 組合議員は、関係市町の議会の議長の職にある者及び関係市町の議会において議員の中から選挙された者1人をもつて充てる。

3 関係市町の議会の議員の中から選出されている組合議員に欠員を生じたときは、当該欠員となつた議員を選挙した関係市町の議会は、直ちに補欠選挙を行わなければならない。

(組合議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、関係市町の議会の議長にあつては当該議長の職にある期間とし、関係市町の議会において選挙された組合議員の任期にあつては当該市町の議員の任期による。

2 補欠組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第8条 組合の議会は、組合議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、当該組合議員の任期による。

第3章 執行機関

(理事会)

第9条 組合に理事会を置く。

2 理事は、関係市町の長をもつて充てる。

第10条 理事会に理事長及び副理事長を置く。

- 2 理事長及び副理事長は、理事が互選する。
- 3 理事長は、理事会に関する事務を処理し理事会を代表する。
- 4 理事長及び副理事長の任期は、関係市町のそれぞれの職の任期とする。
- 5 理事会は、組合の事務を分掌させるために理事の互選によつて担当理事を定めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、理事会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(監査委員)

第11条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、理事会が組合の議会の同意を得て、組合議員及び知識経験を有する者のうちからそれぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、組合議員の中から選任された者にあつては、当該組合議員の任期によるものとし、知識経験を有する者にあつては、4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(会計管理者)

第12条 組合に会計管理者1人を置く。

- 2 会計管理者は、関係市町の会計管理者のうちから理事会が命ずる。

(補助職員)

第13条 前条に定める者を除くほか、組合に職員を置き、消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条に定める消防長以外の消防職員（以下、「消防職員」という。）を除き、理事会が任免する。

- 2 消防職員は、消防長が任免する。
- 3 第1項の職員及び消防職員の定数は、条例でこれを定める。

第4章 経費の負担等

(組合経費の支弁方法)

第14条 組合の経費は、関係市町の負担する負担金、国庫支出金、県支出金その他の補助金、借入金、寄附金及びその他の収入をもつてあてる。

- 2 前項に規定する関係市町の負担金の負担割合は、別表の定めるところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず特別の事情があるときは、理事会は第1項に定める関係市町の負担する負担金の全部又は一部について、組合議会の議決を経て、別に定める負担方法により関係市町に分賦することができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、第4条第9号に規定する事務に係る経費は、当該事務に係る料金、企業債、補助金、出資金、負担金及びその他の収入をもつてあてる。
- 5 前項に規定する出資金及び負担金の負担割合は、組合議会の議決を経て定める。

附 則

- 1 この規約は、千葉県知事の許可のあつた日から施行する。
- 2 この規約により初めて行なう組合の議会は、館山市長が招集する。
- 3 昭和45年度の経費に関しては、第14条第2項別表の備考は、「人口割に用いる人口は、昭和45年4月1日現在における県推計人口による」と読み替えるものとする。

附 則（昭和46年7月1日千葉県指令第1647号）

この規約は、千葉県知事の許可のあつた日から施行し、昭和46年3月31日から適用する。

附 則（昭和46年8月20日千葉県指令第1920号）

この規約は、千葉県知事の許可のあつた日から施行し、昭和46年度分担金から適用する。

附 則（昭和46年11月1日千葉県指令第2258号）

- 1 この規約は、千葉県知事の許可のあつた日から施行する。
- 2 改正後の規約第4条第3号及び第4号については、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年4月1日千葉県指令第1070号）

- 1 この規約は、千葉県知事の許可のあつた日から施行する。

- 2 この規約の施行の際現にその職にある収入役及び監査委員については、改正後の規約の規定に基づいて選任されたものとみなす。
- 3 この規約の施行に関し必要な事項は、理事会でこれを定める。

附 則（昭和55年8月29日千葉県指令第962号）

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日千葉県指令第463号の6）

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成7年2月7日千葉県地指令第20号）

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成11年4月1日千葉県地指令第2号）

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成13年4月19日千葉県地指令第1号）

（施行期日）

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成13年10月30日千葉県地指令第8号）

（施行期日）

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第4条第3号の改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年8月2日千葉縣市指令第12号）

- 1 この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。
- 2 平成17年度における鴨川市の負担金の負担割合については、第14条第2項の規定にかかわらず、合併前の鴨川市及び天津小湊町が負担するとされる額の合算額とする。

附 則（平成18年3月20日千葉縣市指令第61号）

- 1 この規約は、平成18年3月20日から施行する。
- 2 平成18年度における関係市町の負担金の負担割合については、第14条第2項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区分	割合	関係市町ごとの割合
市町割	負担金総額の100分の20	市町割は、館山市11分の1、鴨川市11分の2、南房総市11分の7、鋸南町11分の1の割合で関係市町に分賦する。
人口割	負担金総額の100分の80	人口割は、平成17年8月1日現在における千葉県統計調査条例（昭和25年千葉県条例第1号）に基づき調査した人口（南房総市については、合併前の関係町村ごとの平成17年8月1日現在における同条例に基づき調査した人口を集計したもの）に比例して関係市町に分賦する。

附 則（平成19年1月26日千葉縣市指令第39号）

（施行期日）

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第4条第3号の規定は平成18年5月31日から、同条第6号の規定は平成18年10月1日から適用する。
（組合経費の支弁方法に関する経過措置）
- 2 この規約の施行前に設定された、民生費に係る債務負担行為に関する経費の関係市町の負担金の負担割合については、改正後の規約第14条第2項の規定にかかわらず、なお従前のとおりとし、合併市においては合併前の市町村が負担するとされる額の合算額とする。

附 則（平成20年4月14日千葉縣市指令第97号）

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成21年7月17日千葉縣市指令第836号）

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成22年 3 月29日安広組第160号）

この規約は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 1 月21日千葉県市指令第2044号）

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成24年 1 月20日千葉県市指令第2887号）

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成27年 1 月21日千葉県市指令第2384号）

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成29年10月10日千葉県市指令第1638号）

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成31年 1 月15日千葉県市指令第2205号）

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月30日安広組第207号）

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 1 月25日千葉県市指令第2483号）

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 1 月29日千葉県市指令第2838号）

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第14条関係）

関係市町が負担する負担金の負担割合

区分	割合
均等割	負担金総額の100分の10
人口割	負担金総額の100分の90
備考	
人口割は、当該予算の属する会計年度の前年度の8月1日現在における千葉県統計調査条例（昭和25年千葉県条例第1号）に基づき調査した人口を用いる。	

8.構成団体及び組合施設等一覧

(1)構成団体

市町等名	郵便番号	所在地	電話番号
館山市役所	294-8601	館山市北条1145-1	0470-22-3111
鴨川市役所	296-8601	鴨川市横渚1450	04-7092-1111
南房総市役所	299-2492	南房総市富浦町青木28	0470-33-1001
鋸南町役場	299-2192	安房郡鋸南町下佐久間3458	0470-55-2111

(2)安房郡市広域市町村圏事務組合 施設等

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
安房郡市広域市町村圏事務組合 事務	294-0036	館山市館山1564-1 館山市立博物館分館内	0470-22-5633
安房聖苑（火葬場）	294-0802	南房総市山名345	0470-36-3360
長狭地区火葬場	296-0041	鴨川市東町1850-17	04-7094-1170
安房郡市夜間急病診療部	294-0014	館山市山本1155	0470-25-5111
安房郡市消防本部	294-0045	館山市北条686-1	0470-22-0119
館山消防署	294-0045	同上	0470-22-2903
鋸南分署	299-2115	安房郡鋸南町下佐久間953-1	0470-55-3250
千倉分署	295-0005	南房総市千倉町牧田446	0470-44-2100
神戸分署	294-0221	館山市布沼1346-2	0470-28-2660
白浜分署	295-0102	南房総市白浜町白浜2951	0470-38-4194
和田分署	299-2726	南房総市和田町小川711-2	0470-47-2200
富浦分遣所	299-2404	南房総市富浦町多田良1191	0470-33-3333
犬掛分遣所	299-2205	南房総市犬掛161-1	0470-58-3119
鴨川消防署	296-0001	鴨川市横渚1393	04-7093-2131
長狭分遣所	296-0233	鴨川市金束1-1	04-7098-0256
天津小湊分遣所	299-5502	鴨川市内浦352-1	04-7095-3610
水道部本部	294-0045	館山市北条1145-1 館山市役所内	0470-29-3304 (代表番号)
朝夷行政センター	295-0004	南房総市千倉町瀬戸2296-6	
作名浄水場	294-0029	館山市作名570-1	
横渚浄水場	296-0001	鴨川市横渚1342-2	
小向浄水場	299-2727	南房総市和田町上三原1028	
鋸南町浄水場	299-1901	安房郡鋸南町元名1350	

